

(証人等調書)

<input type="checkbox"/> 証人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人		調書	裁判所書記官印
(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)			
事件の表示	14 平成15年(フ) 第 16 19276 6732 104 号		
期日	平成17年10月17日 (午前・午後7時00分)		
氏名	アーエス・ダトウ・ムト		
年齢	69歳 (1936年8月9日)		
住所	[REDACTED] [REDACTED]		
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input checked="" type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input checked="" type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>		
陳述の要領			
<input type="checkbox"/> 別紙速記録のとおり <input type="checkbox"/> 別紙反証書のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 別紙記載のとおり			
以上			

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。
2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って眞実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名

AS-DT. MUSDO



印

S u m p a h

Aku bersumpah, sesuai hati nuraniku, bahwa aku akan mengatakan yang benar, dan tidak menyembunyikan apapun dan tidak berbicara bohong.

原告ら復代理人沙々木

あなたはこの裁判の原告の1人ですね。

はい、そうです。

生年月日は1936年8月9日でよろしいですか。

そのとおりです。

年齢は69歳ですね。

はい、そうです。

生まれた場所はインドネシア国のタンジュン・パウ村ですね。

はい、そうです。

現在もタンジュン・パウ村に住んでいますか。

そうですけども、今は新しい居住地に住んでます。

タンジュン・パウ村は西スマトラ州に属しますね。

はい、そうです。

現在は農業を営まれていますか。

はい、そうです。

以前はワルンを経営していましたか。

はい。

いつまでワルンを経営していましたか。

ワルンは1998年から2004年までやってました。

あなたは以前、ダトゥの地位にありましたか。

はい。

いつからいつまでダトゥの地位にありましたか。

1950年から2001年までです。

ダトゥは慣習法指導者の地位の1つですね。

はい、そうです。

ダトゥはスクの長を意味するのですか。

はい、そうです。

あなたが属していたスクは何と言いますか。

ピリヤです。

コトパンジャン・ダムが建設されるという話は、まず住民の間でのうわさとして聞かれたということですか。

はい、そうです。最初、私はワルンで人々からあなたの村でダムの建設が始まるということを聞きました。

その後、インドネシア政府側からの説明がなされていったのですか。

はい、そうです。

政府側からの説明は、まず最初にだれからの説明がなされましたか。

ブバティ、県知事さんによって行われました。

県知事がタンジュン・パウ村に来たのですか。

はい、そうです。

あなたもその説明会に出席をしましたか。

はい。

県知事さんはその説明会でどういう説明をしましたか。

そのとき県知事さんは、ここにダムを造ると。それは水力発電用のためであり、それから水流のためであると。それで皆さん方は新しい土地へ移転することになります、というようなことを言いました。

その説明を聞いたとき、あなたの本心として賛成でしたか、反対でしたか。

そのとき、自分の本心では賛成はしませんでした。

あなたは県知事さんに対して、反対であるという発言をされましたか。

はい、言いました。

本当に、反対と言えましたか。

本当に真剣に反対しているという表現はできませんでした。

その県知事さんの説明のときに、あなたはクドゥン・オンボ・ダムの事件に

ついて知っていましたか。

知ってましたけども。新聞を通じて知ったということです。

どういう事件というふうに知ってましたか。

新聞によって知ったことでは、反対している人たちもいると。しかし報道陣は恐れて、住民が反対してるということは余り書き立てなかつたということです。

そこのクドゥン・オンボ・ダムでは、反対している住民がいるにもかかわらず、政府が水を張り出したという事件としては聞いていなかつたですか。

はい、聞いております。

クドゥン・オンボ・ダムでは具体的にどういう出来事が起こっていたと聞いていたのか、もう一度、教えてください。

水が既に張られたので、反対している住民の中には、屋根の上に逃げたり、泳いで逃げたりした人もいるということを聞いています。

先ほど、あなたは県知事の説明会のときに強く反対の意見を言えなかつたとおっしゃいましたが、その理由はなぜですか。

皆さん御承知のとおり、当時はインドネシアでは非常に強権政治の下にありましたので、あからさまに反対をするというようなことはできませんでした。

県知事の説明会のときに、クドゥン・オンボ・ダムでの出来事をあなたは連想しましたか。

はい、しました。

連想したというと、具体的にどいうふうに連想されましたか。

その説明のときに、もし強く反対すれば、クドゥン・オンボの人たちのように強制的に移住させられるんじやないかというふうに思いました。

その県知事さんの説明会の後に、住民側から9つの要望を出したことがあり

ますか。

はい。

甲C第36号証を示す

2ページのⅡの段落を示します。日本語のほうは甲C第17号証になりますけど、この2ページから3ページになります。この文章はあなたが我々にお話しいただいた内容をまとめた文章を、インドネシア語に翻訳したものであります。その中に1から9までの項目が上がっておりますが、その9項目があなた方住民から出した9つの要望ということでおろしいですか。

はい、そうです。内容は正しいです。

この9つの要望は、住民で話し合って決めたのですか。

はい、そうです。

この要望書を県知事に提出したのですね。

はい、そうです。

県知事は要望書を受け取ってくれましたか。

はい。そのとき県知事は受け取りました。

要望書を出した後に、副州知事のスルカニからの説明会がありましたか。

はい。

あなたも説明会に出席しましたか。

はい。

そのときの副州知事からの話は、どういう話でしたか。

そのとき説明では、あなた方は新しい土地へ移されると。そこでは幸せがあり不幸なことはないと。そして家族には補償がなされ、クニエルという植物ですけど、1本のクニエルの木と、スライという植物とクニエルという料理の香辛料を使う、そういうものも含めて補償をしてくれると、そういう話でした。

家屋については何か説明ありましたか。

家に関しては半永住可能の家、広さが 6×6 メーターあると、そういう家を用意してあるということでした。

畠については説明ありましたか。

畠に関しては4000平米、0.4ヘクタールです。

ゴム園はどうですか。

ゴム園に関しては2ヘクタールです。

電気は説明ありましたか。

はい。電気ももちろんです。それから井戸、トイレ、道なども用意してくれるということでした。

副州知事の説明会の後、州知事の説明会がありましたか。

はい、ありました。

あなたも出席しましたか。

はい。

州知事はどういう説明をしましたか。

そのとき知事の説明では、そのダムを造って電力を供給することは非常に大切であると。それは大きな工業にも非常に大切であり、住民にとっても非常に大切だということです。そして新しい移住地を用意してあります、それは皆さんを幸せにするためのものだと。その土地はブルカソックという所とクバンバランバクという場所です。

ブルカソックやクバンバランバクは移転地として適していましたか。

いいえ。

どういう点で適さなかったのですか。

適していない理由としては、ブルカソックという土地は石ころだらけであります。もう1つのクバンバランバクの方は我々より前に、既に沢山の住民がいたということです。

それで住民たちは州知事に対して、移転地をリンボ・ダタールにしてくれと

お願いしましたか。

はい、そうです。

州知事はそれに対してはどういう答えでしたか。

上の段階に相談するためにこの話を持っていきます、と言ってくれました。

州知事の説明会の後に、リンボ・ダタールに移転させるという内容の文書が州知事から出されていませんか。

はい。

その文書は、州知事の説明会の後、どれくらいたってから出されましたか。

間違いでなければ、1か月か、あるいは2か月後かもしれません。
それで住民たちはリンボ・ダタールに移転することになると考へたわけですね。

はい、そうです。

州知事の説明会の後、あなたは移転同意書にサインをしましたか。

はい。

移転同意書はだれが持っていましたか。

村のスタッフが持っていました。

移転同意書に署名された後に、移転前の土地の広さなどについての測量が行われたのではないですか。

はい、ありました。

その測量が行われたのは、移転同意書に署名をしてからどれくらいたってからですか。

多分さっきの期間と同じぐらいで、1か月か2か月ほどと思います。

その測量の後に、パンカラソ補償基準合意がなされたのですか。

はい。

あなたはその会議に出席しましたか。

はい、出席しました。

甲B第56号証を示す

この文書はそのパンカラン補償会議の際、作成された文書ですね。

はい、そうです。

6枚目から8枚目を示します。ここには各作物ごとの基準が書かれておるんですが、このときこの会議で決められた基準は、ここに書かれている基準ということなんですか。

はい。

8枚目から9枚目を示します。ここにいろんな方々の署名があるんですが、あなたの署名はこの中にありますか。

はい、あります。

どこですか、教えてください。

10番です。

9枚目の右の欄、10番目の署名があなたの署名ということですね。

はい。

ここの10の欄の署名には何と書いてますか。

自分の名前です。

読んでいただけますか。

アス・ダトゥ・タンシマラジョ。

原告ら復代理人奥村

証人は今、アーエス・ダトゥ・ムドという名前なんですけれども、当時はアーエス・ダトゥ・タンシマラジョという名前だったんですか。

はい。

一番最後の所が、当時のダトゥ・タンシマラジョから、今現在のダトゥ・ムドに変わったのはどうしてですか。

それは1950年から2001年まで、私はカウムという集団の指導

者であったということで、タンシマラジョという称号を持っていましたけれども、2001年以後、引退しましたので呼び名を変えてダトウ・ムド。もはや自分は指導者ではないからです。

原告ら復代理人沙々木

このパンカラソ補償基準の会議に出席したのは、どういう立場の住民たちなんですか。

まず村長、それからメネ・ママという伝統法指導者、それから宗教指導者、それからその他のそれの補助する人たちということです。
あなたもその中に含まれているんですね。

私も一緒に行きました。

そのときの会議では、最初、政府からはどういう話があったんですか。

政府側からは私たちの権利のある作物とか家に対する補償をすると。
これは国際的な基準で支払うと、そういうことを言ってくれました。
その基準は高かったですか、低かったですか。

低いと思っております。

原告ら復代理人奥村

今、通訳の方からは、国際的な基準で補償がされるというお答えだったんですけども。政府が説明した基準というのは国際的な基準ですか、それともインドネシア国内の基準ですか。どちらですか。

インドネシアの国内基準です。

その示された基準は低かったということですね。

はい、そうです。

裁判長

低いというのは、どういう意味であなたは低いと言われてるわけですか。

自分たちの考え、計算では、1本のヤシの木から年間に生み出す生産高、入ってくるお金というのか、生産できるのは2万ルピアと自分た

ちは考えてましたけども。政府から払われる補償は1本につき500
0ルピアと、2万が5000だということで低いと思いました。

原告ら復代理人沙々木

最初示された基準について、住民たちはすべて納得したのですか。

この基準を上げるということは政府側は同意しませんでした。

幾つかの作物だけは基準を上げてもらったのではないですか。

はい、あります。

幾つですか。

5つです。

それはゴム、ヤシ、ガンビル、丁子、クリットマニスでよろしいですか。

はい、そうです。

先ほど示した文書に書かれている基準は、その5つの作物の基準は上がって
るんですか。

はい、あります。

この会議に出席した住民に対して、幾らかのお金が支給されましたか。

はい、あります。

幾ら支給されましたか。

15万ルピアです。

15万ルピアというお金は、その当時どれぐらいの価値がありましたか。

1週間から10日ぐらいの生活費に当たるぐらいです。

人、一人が1週間から10日生活できるということですか。

一人ないしは奥さんとの二人。

パンカラーン会議の後に、政府からジャワ島に招待されたことがありますか。

はい、あります。

その旅行は有償ですか、無償ですか。

無料です。

お小遣いとして、お金が出されたことはありませんでしたか。

はい、20万ルピアほどのお小遣いをもらいました。

その旅行には、住民側はだれが招待されましたか。

村長さんと、慣習法上の指導者のメネ・ママ、それからその補佐の人たちです。

その旅行では何をしましたか。

比較研究という目的で、魚の養殖場などを見学しました。

その旅行は魚の研究に有益でしたか。

はい。

原告ら復代理人幸長

そのお魚の研究を見学に行ったということなんですが、それはあなたたち住民の生活にとって何か参考になることはありますか。

はい。

そのときに既に住民のほうでは魚の研究をしなければならないような必要はあったのですか。

はい、ありました。

その旅行で、魚の研究に関する見学以外に、ほかに見学に行った所はありますか。

はい、あります。

どこに行きましたか。

劇場にも行きましたし、それから発電所ですかね、サグリという所にも行きました。

遊園地には行きませんでしたか。

はい、あります。

あなたたち住民にとって大規模な遊園地に行った経験というのは、それまでにありましたか。

はい、あります。

先ほど20万ルピアのお小遣いが出たというお話でしたが、そのお金は何に使われましたか。

飲み物を飲んだり、たばこを買ったりしました。

20万ルピアというお金なんですが、それは個人的に使ってくれと、そういう趣旨のお金だったんですか。

はい。

先ほど、15万ルピアで、1人あるいは夫婦で1週間から10日は十分に暮らせるというお話がありました、それよりも多額のお金がお小遣いとして出たということですね。

はい、そうです。

原告ら復代理人沙々木

旅行は何日間でしたか。

往復で10日間です。

パンカラーン補償基準合意が終わって、次に補償金の支払が行われましたね。

はい、払われました。

あなたは補償金全額を受け取れましたか。

全部じゃないです。私は2000万ルピアもらいました。

幾ら未払いがあるんですか。

大体600万ルピアです。

タンジュン・パウ村が移転をしたのはいつですか。

1993年7月26日から8月3日までです。

それはプロウ・ガダン村が移転したことですか。

はい、そうです。

プロウ・ガダン村はいつ移転しましたか。

間違ってなければ、1992年8月だと思います。

プロウ・ガダン村の移転の様子について聞かれたことはありませんか。

はい、聞いたことがあります。

どういうふうに聞いていましたか。

強制的にプロウ・ガダンの人たちは移転させられたと聞いています。

強制的というのは、具体的にはどういう状況を聞かれていたのですか。

プロウ・ガダン村の人たちは、反対した人たちもいたんですけども、

強制されて移されたんで、それを嫌だと言ったために非常にひどい目に遭って殴られた人たちもいたと聞いています。

だから殴られたと聞いているんですか。

軍です。

それを聞かれて、あなたはどう思いましたか。

私たちも村の人たちがそうなつたら大変だと、非常に恐れました。

新しいタンジュン・パウ村は、あなた方が希望していた土地の位置と合っていましたか。

少し外れた所なので、場所は違います。

移転後の住居は、政府が約束したとおりでしたか。

いいえ、違います。

どう違いますか。

敷地は平らではないし、それから半永久的なものでもない。出る水も汚っていましたし、トイレも完全なものじゃない。それから電気もまだませんでした。

畑やゴム園はどうですか。

畑に対しては4000平米ですか、それは非常にやせていて農作には適さないということです。それからゴム園に関しては、ゴムの木が植えてあるということですけども、12か月たっても、まだゴムの木が植えてない分もかなりあります。

今のゴム園の話ですけれども、もう1回、ゴム園の植わってない期間を聞いていただけますか。

例えば1つのゴム園を例えますと、何ブロックかに分けまして、1つのブロックは用意されてる、1つのブロックはまだ全然用意されてない、それから3つ目はまだ計画中だというような話です。そういう状況です。

原告ら復代理人幸長

先ほど、移転してから後、12か月たってもゴムの木が植えられていない状態だったというふうに御証言なさったんですけれども。これは12か月ということをおっしゃったのか、それとも12年たった現在ということをおっしゃったのか、どちらですか。

今まで12年間です。93年に移転して、現在2005年ですから12年間、今まで植えてない所があると。

裁判長

ゴムの木が12年間、植えられてない理由はどういうことなんですか。

その理由は、私たちは知りません。

こちらにも分からんだけれども。あなたの方としては、どうなるべきだったと言われるんですか。

自分たちは一緒に全部移転したので、施設のほうも全部一緒に整えてくれると、そういう約束だったので、そういうふうにしてほしい、すべきだと思ってます。

補償としてゴムの木が提供されていないので、ゴムの木は植えられてないと、そういうことでよろしいですか。

請負業者にそのゴムの方はやってもらってるんですけども、十数パーセントだけしかまだ植えられていないと思います。

原告ら復代理人幸長

今のゴムの木の点について、もう一度、最初から確認してお伺いしたいのですが。まず移転前に政府が約束してくれたゴム園ですが、どういう状態でのゴム園を住民に新しい村で提供をするという約束だったのでしょうか。

最初の約束では、新しい居住地へ移ってから5年以内にはゴムの収穫が得られるという約束でした。

ですから、あなたとしては、与えられるゴム園にはゴムの木が植えられてなければならないはずだ、というふうに考えていたということですか。

はい。

ところがゴム園と言われた場所にはそのような状態でゴムの木は植えられていなかつたということですか。

はい。

12年たった現在としては、そのゴム園はどうなっているのでしょうか。

2002年からゴムの栽培が始まりました。

2002年まではゴム園にゴムの木が植えられていない状態というのは、放置されたままだったということですか。

15から18パーセントぐらいが植えられただけで、その後は全く何も植えられていなかつた。

裁判長

2002年からゴムが植えられたというのは、どういうことでそうなったわけですか。

正しい理由は分かりませんけども、政府がゴムの苗を住民たちに配つたのでそれで植え始めました。

(休廷)

被告国代理人黒澤

あなたは、現在のタンジュン・パウ村に住んでいますか。

新しいタンジュン・パウ村に住んでいます。

あなたは主尋問でワルンをやっていないと言つておりましたが、あなたは今でもワルンをやっているのではないですか。

ワルンはやっていません。2004年12月から現在は息子がやっています。

あなたはレストランを経営していませんか。

していません。

長距離トラック運転手さん向けのレストランを経営しているのではないですか。

していません。自分の息子はコーヒーのワルンをやってるだけです。

あなた、長距離トラック運転手さん向けの宿泊所はやってませんか。

ワルンの所にありますけど、自分がやってるんではありません。

あなたの息子さんがやってるということですが、あなたの息子さんの名前は何ですか。

イスワディと言います。

イスワディ・アブドゥラ・サリムさんですね。

イスワディ・アーエスです。

2005年2月から7月にかけて、鷺見一夫さんがタンジュン・パウ等の現地に入ったことがありましたね。

自分は知りません。

この裁判で甲C28号証として、鷺見さんの陳述書というのが提出されているんですが、その4ページにおいて、タンジュン・パウ村のアーエス・ダトウ・ムド氏の経営する喫茶店に寝泊まりしていたと言つてゐるんですが、これは間違いですか。

そういう宿泊所ですので、そういうことはあったと思いますけども、

自分自身は知りません。

あなたの今の名前はダトウ・ムドということでしたね。

はい。

以前はタンシマラジョという名前だったと、そういうことでしたね。

はい。

このタンシマラジョという名前、今でも使ってる人はあなたの村にいるんですか。

はい。自分に交代して、そういう人はいます。

あなたはタラタックを知っていますね。

タラタックって、それ何ですか。

あなたはB P R K D K P を知っていますね。

はい、知っています。

あなたはその団体のメンバーなんですか。

はい、そうです。

あなた、鷺見さん、よく知っていますね。

はい。ワルンによく来るんで、自分がワルンにいるときなんかはワルンで知っています。

鷺見さんは最近はあなたの経営するお店に寝泊まりして、ヒヤリング調査などをしていたと、そう聞いていいですか。

自分自身は知りません。

あなたの、少なくとも息子さんが経営している店ですよ。それでも知りませんか。

話はしたことがありません。知ってはいますけども。

知ってはいるけれども、話はしたことがない、そういうことですか。

はい。普通の会話したことがないです。

今年の4月ですけど、鷺見さんと、鷺見さんの連れてきた2人の日本人があなたの店に行ったことはありませんでしたか。

はっきりは分かりません。

会ったような記憶がある、そう聞いていいんですか。

いらっしゃいと言ったぐらいなんで、多分、彼だとは思いますけど。タンジュン・パウ村出身の人で、マスルル・サリムさんとか、イスワディ・アブドゥラ・サリムさん、これも今回の裁判の原告になっていますね。

はい、そうです。

イスワディ・アブドゥラ・サリムさん、あなたの息子さんですが、彼はB P R K D K P の事務局長をしていますね。

はい。

マスルル・サリムさん、彼はB P R K D K P の議長をしていましたね。

はい。

マスルル・サリムさんはもう議長を辞めているのですが、その理由は何だつたんですか。

自分はよく分かりません。

マスルル・サリムさんですが、彼はタンジュン・パウ村の前の村長でもありましたね。

はい、そうです。

この裁判においては、マスルル・サリムさんもあなたと同じようにこの法廷で証言する予定だったのですが、マスルル・サリムさんはもう証言しないことになってしまったのですが、マスルル・サリムさんは現時点ではB P R K D K P からも離れ、この裁判に賛成ではないではありませんか。

もちろん彼は村長は辞めましたけども、今まだ、その団体のメンバーではあります。

2003年12月にアブドゥル・アジムさんが原告を代表してということで日本にやって来ていますが、このアブドゥル・アジムさんも現時点では、もはやこの裁判に反対なのではありませんか。

自分自身は単にこの団体のメンバーであるので、この団体のことは詳

しくは知りません。

最近のことですが、コト・トゥオ村で原告名簿の作り直しのために、鷲見氏も来て住民集会を開いているときに、アブドゥル・アジムさんがナイフを振り回して暴れるというようなことはありませんでしたか。

その団体の会議のことについては、よく自分は知りません。

今年の9月6日のことですよ。本当に知りませんか。

自分は招待されてなかったんで、それに出席してなかったので知りません。

この裁判に、もはやついていけないということで、騒ぎになったんじゃないですか。

そのことも知りません。

B P R K D K P は多くの住民たち、村の人たちを代表しているわけではないし、もはや、今では B P R K D K P 自体も、日本におけるこの裁判に賛成しているわけではないのではありませんか。

自分は単に普通のメンバーなので、B P R K D K P の活動や運営等についてよく知りません。

村の人たちは B P R K D K P の会員になれば、数か月後には数千万ルピアが手に入ると信じていたのに、そうでないと分かって、今ではだまされたと思ってるんじゃないですか。

だれがお金を出したのですか。

村の人たちがお金を出したんですけども、あなた、それも知りませんか。その組織のメンバーになった人たちが、お金を出したということですか。お金を受け取ったことは、自分はありません。

あなたは鷲見さんのことともよく知らない、そういうことですか。

知っていますけども、しゃつちゅう話をしたということはありません。

B P R K D K P の単に普通のメンバーだと、そういうことなんですか。

そのとおりです。

あなたはこれまでに日本に来たことがありますか。

はい、あります。

何回目ですか。

前に2004年3月にきました。今回は2回目です。

去年の3月16日に滋賀県で、あなたは集まりを開いてますよね。

滋賀って、どこだか知りません。

あなたの息子さん、イスワディさんも日本に来てますね。

来たと思いますけども、いつ来たかは知りません。

それでも、あなたは単に普通のメンバーですか。

はい、そうです。

あなたはこの裁判の目的について、あなたの報告書において、私は政府からだまされて、自分の権利を失ってしまった。だからこそ、この裁判で本件ダムの建設資金を援助した日本政府に対し、昔のような生活ができるように責任を果たすことを求めている、と述べていますね。

自分だけじゃなくて、自分たちの村の人たちは全部そういうふうに思っていると思います。

あなたのお考えとしては、インドネシア政府が約束したのに支払われなかつた未払分の補償金は、日本政府が代わりに支払うべきだと、そういうことなんですか。

もちろん自分はこの補償の責任はインドネシア政府にあると思ってます。しかし約束したことを実行してもらいたいということで、これはインドネシア政府と日本政府が約束したものだと思いますけども。新しい土地での半恒久的な家の支給、それからゴム園を提供してもらうと。それからきれいな水の供給してもらう。大きな道路も、それから

井戸もトイレも使えるようにしてほしいと。そういう約束を守ってほしいということで、両方に責任があるんじゃないかということです。あなたの考えとして、本件このダムの水門を開けて、本件ダムが造られる以前の状態に戻してほしいと。つまり本件ダムを撤去してほしいと、そこまで考えておられるんですか。

はい。原則としては住民たちはそう思ってると思います。というのは新しく移った土地が非常に条件が悪いんで、できれば自分たちの元の村へ帰りたいと思いますから。

タンジュン・パウの現状について村民は皆不満を持っていると、そういうことですか。

もちろん、そうした人たちは全部、そういうふうに思ってると思います。

村民の不満も、そしてあなたの不満も、一番大きいのは土地に対する補償の問題、そう聞いていいんですか。

土地に対する補償ですけども、それと農園に対する、コーヒーとかゴム園に対する補償ということです。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

移転前にムドさんが住んでいた住居について聞きます。その住居は半恒久的住居でしたか。

はい。

床はどうなっていましたか。

床はセメントです。

ベッドで寝ていたのですか。

はい、ベッドで寝てました。

ムドさんの話した内容が書かれている報告書には、今はござの上で寝ているが、移転先ではベッドの上で寝ることができると副州知事が言ったと書いて

ありますけれど、ござの上で寝る生活だったのではないですか。

それは反対で、前にいた住まいの所ではベッドで寝ていて、移った所では大部分の人たちはござの上に寝ているというのが真実です。

移転前には水道設備はありましたか。

水は、きれいな水がたくさんありました。いわゆる水道ではないですけど、池のようなものがあって、それで体を洗うことも、飲み水に使うためにも十分なきれいな水がありました。

電気設備はありましたか。

前の村にはもちろんありません。

移転直前、つまり 1993 年 7 月の時点でのムドさんの収入は幾らありましたか。

はっきり言うことはできませんけれども、自分が日々生活するのには十分な収入です。それから更に少し余るという収入でした。

おおよそで結構ですが、具体的な数字は。

インドネシアの物価はいろいろ上下して、安定してないので、数字をはっきり言うことはできません。しかし、当時の生活は非常に豊かなもので、生活していくのには十分なほどでした。

先ほど 15 万ルピアで 1 週間から 10 日生活できるというお話をしたが、1 か月としますと、それの大体 2 倍から 3 倍ぐらいの収入を得ていたというところで理解してよろしいですか。

現金でもらったり、そうでなかつたりする場合があるんで、それもはっきりした金額は言えません。

現在の収入は、大体お幾らですか。

今も同じようにはっきり数字を出すことは難しいです。自分がゴムを採取して売って得られれば、それで幾らというのが出てきますし、それからあとは自分の栽培物の芋などを売って得られるお金があれば、

それで幾らということですから、はっきりした数字は出せません。

収入は、農業による収入だけですか。

はい。

そのほかに政府より、ゴム園を管理することについて援助金が支給されていませんか。

古いゴム園ですか、新しいゴム園ですか。

移転先のゴム園です。

まだ自分は援助資金のことも聞いてないんで、自分はまだもらってません。

援助金をもらってる人がいるということは聞いたことありませんか。

一、二のグループは、そういう集団はそういうのをもらっていると聞いております。

ムドさんが移転した当時、割り当てられたゴム園の状況はどうでしたか。

2ヘクタールです。

ゴム園にゴムの木はどれだけ植わってましたかという質問です。

普通2ヘクタールのゴム園だと、800本のゴムが植えられるはずなんんですけども、自分の所には21本だけしか植えてない。それも小さい木でした。

今現在のムドさんのゴム園はどんな状態ですか。

現在が21本です。

現在が21本で、まだ苗木が小さい状況なんですか。

周りをきれいにしてないんで、今でも小さいです。

先ほど、きれいな水を出すという約束を守ってほしいと言ってましたね。現在、きれいな水は手に入らないんですか。

きれいな水を得るために、2回、井戸を掘ってほしいと言いましたけども、2度とも成功してないです。

後に提出予定の丁C第1号証の17を示す

この写真にあるような水道はタンジュン・パウ村にありませんか。

はい、あります。

この蛇口からはきれいな水は出でていませんか。

出てますけど、時々止まってしまいます。

ムドさんは水道料金は払っていますか。

はい、払ってます。

だれに払っているんですか。

村に毎月30日に払っています。

電気は使っていますか。

はい。

ムドさんの家にテレビはありますか。

小さいテレビが1つあります。

後に提出予定の丁C第1号証の13を示す

この家を見たことはありますか。

だれの家ですか、自分の家ですか。

いえいえ、あなたが村の中で見かけたことがある家ですか。

移転する前ですか。

これはタンジュン・パウ村とタンジュン・バリット村を隔てる道沿いにある建物で、タンジュン・バリット側にある建物ですが、ムドさんは見たことがありますか。

タンジュン・バリットの家だと思いますけど。

ムドさんは見たことがありますか。

いいえ、ありません。

後に提出予定の丁C第1号証の12を示す

タンジュン・パウ村で撮影されたものですけれども、ムドさんはこの家を御

存じですか。

自分は体が悪いんで余り出かけません。たまに農園へ行ったり、それから息子の店に1週間に一遍いるくらいなので、この家は見たことありません。

タンジュン・パウ村の村長さんの家ですけど、それでも御存じないですか。

この1年ほどの間に新しく建てられたんで、自分は知りません。

現在、体が悪いので余り出歩いていないということですけれども、いつごろから体が悪くなられたんですか。

新しい場所に引っ越すための準備で行ったり来たりしたんで、実際に移転する前にこうなりました。

新しい村に、タナ・ウラヤットはありますか。

ありません。

無いということをあなたが確認されているんですか。それとも知らないという意味ですか。

それは政府が用意した土地なんで、4000平米の土地と更に2000平米、それから2ヘクタールのゴム園ということなんで、もちろんタナ・ウラヤットはありません。

村自体がタナ・ウラヤットを政府から支給されたことはありませんか。

ありません。

先ほどムドさんは慣習法指導者で、スクの長というお話をしたけれども、スクを代表する立場にあったということですか。

はい、そうです。

村全体を代表する立場にあったのは、どなたになりますか。

村長さんです。

甲B第56号証を示す

一番最初のページの11番と書いてある所を示します。当時の村長さんはこ

の方ですか。

はい、ハジスク。

11番は翻訳ではシュクールK Hサラと書いてあるんですが。一番最後のページの署名欄を示します。その11番の所を示します。これはシュクールさんのサインですか。

はい。

被告国際協力機構代理人清水

今、通訳人も訳したJICAという組織について御存じですか。

名前は聞いたことがありますけども、どういうことをしているか、仕事の内容とか、そういうことは知りません。

その聞いたことがあるJICAなんですけども、今回のダム建設でどのような関与をしたのか、あなたはそれも知らないということでしょうか。

知りません。

あなたは原告の1人なんですけども、そのJICAを訴えたのはどうしてですか。

自分の生活が脅かされたり、それから自分の権利のある補償がまだ支払われていないということで、一緒に原告になりました。

あなたはこの訴訟の被告を、全部言うことができますか。

私が知っているのは日本政府、それからJIBCというダム計画を実際にやってる所の2つで、あの2つは自分は知りません。

被告東電設計代理人名取

主尋問で出てきましたが、タンジュン・パウ、タンジュン・バリットの両村が合同で州知事と会合を持ちましたね。

はい。

1990年のことですか。

はい、そうです。

この会合はタンジュン・バリットのモスクで行われたわけですか。

はい、そうです。

住民の代表出席者は何名ぐらいいたか覚えてますか。

200人以上だと思います。

そのモスクの収容人員はどのくらいありますか。

くつついで集まれば300人以上は収容できると思います。

モスクの中で住民代表も200人ぐらいですから、住民がほとんどということですか。

はい、そうです。タンジュン・バリット村の住民です。

1991年のパンカラーンの会議、これは中学校で開催されたわけですね。

はい、そうです。

住民側の出席者は何名くらいでしたか。

タンジュン・パウからは16人で、タンジュン・バリットからも多分それぐらいだと思います。

今の数は住民代表者の数ですか。

はい、そうです。

その中学校には、住民の傍聴人もいませんでしたか。

はい、いました。招待されないで出てきた人たちにはいました。

自主的に出てこられた住民は何名ぐらいいたか、覚えてますか。

外側にいる人も沢山いたんで、はっきりした数は分かりません。

かなり多数ということでよろしいですか。

はい。

次に財産目録のことについてお聞きしますが、財産目録に署名した場所はどこですか。

村役場です。

呼出しを受けて、村役場に行って署名するということですか。

はい。

最後に、ミナンカバウの社会について少しお聞きます。69年生きてこられて、ミナンカバウの指導者の立場にもあって、69年の間にミナンカバウの社会あるいは家族、変わってきましたか。

自分たちの前の村ではそういう変化はありませんでした。指導者が決めたことはみんなで守ると、それに従っていくと。

原告ら復代理人沙々木

後に提出予定の丁C第1号証の17を示す

この水道設備は移転時、既に設置されてたものですか。

いえ、まだです。

いつ設置されたのですか。

それを設置したのは2004年ですけども、使えるようになったのは2005年8月です。

だれが設置したんですか。

リマプル・コタ郡の請負業者がやったんだと思います。

その設備が設置されるまでに、2度、井戸を掘ってくださいというお願いを政府にしたんですか。

13作りましたけども、水は黄色い水が出てきたということで使えないかったです。

原告ら復代理人幸長

パンカラーンで補償基準を決めたときの会議の出席者についてお伺いしたいのですが。住民側の出席者は、住民自身でだれが出席するかを決めて選んだのでしょうか。それとも政府のほうからどなたを出席させるかについて決められたものなのでしょうか。どちらでしょうか。

政府と住民たちの間での共同作業で行いました。

もう一度お聞きしますね。だれが住民側として出席するかについて、だれが

決めたかということをお聞きしています。

政府です。招待状を通じてそういうのがきました。

原告ら復代理人奥村

今の関係で、政府が決めたということなんですが、パンカランで行われた補償基準に関する会議に、政府が呼ばなかった人たちも来てたんでしょうか。

来ていましたけども、建物の外にいました。

建物の中で話合いに参加したのは、先ほど証言されたタンジュン・パウで16人ぐらい、タンジュン・バリットでも同じぐらいと、そういうことによろしいでしょうか。

はい、そうです。

裁判官（関）

後に提出予定の丁C第1号証の17を示す

あなたは先ほどこの水道設備の写真を見て、水が出るようになったのは2005年8月からだとおっしゃいましたが、間違いないですか。

はい、そうです。

2005年6月以前に既に水が出ていたのではないですか。

3日間、試験的に出ました。

試験的に出たというのは、何月の話ですか。

6月と7月ですけれども、それもみんな一定して各家庭に行ったんじゃないなくて、自分の所には来ませんでした。

裁判長

2004年11月に、原告代理人からいろいろ事情を聞かれたことがありますか。

自分はありません。

この裁判に日本に来て法廷で話をするために、弁護士のほうで報告書を作るということで、いろいろ事情を聞かれたんじゃないんですか。

来て、何か言われましたけども、そのときは証人になってくれというふうに頼まれたんで、この報告書を作るためということではなかったです。

代理人の報告書では、あなたが移転地で得た畑とゴム農園について、畑は2ヘクタール、ゴム農園は0.4ヘクタールと書いてあるんですが、最もゴム農園については別の所には2ヘクタールと書いてあるんですけども、正確には畑とゴム農園の広さはどういうことになりますか。

ゴム園は2ヘクタールです。それから畑は4000平米と、家の敷地と畑は離れてますけれども、両方合わせると半エーカーですね。畑のほうが4000平米、家のほうが1000平米、これが正しい数字です。

あなたは、今は収入は農園からの収入だけだということですね。

ええ、自分は年ですので、農業からしか収入がありません。それもしょっちゅうあるわけじゃなくて、少し仕事したり仕事なかつたりするんで。一応農業からだけの収入です。

代理人からの報告では、今は農園からの収入はありませんと書かれてるんですが、それはどういうことになりますか。ワルンからの収入のみで、農園からの収入はないと書かれてるんですが、そういうふうに話したことありますか。

以前はワルンからの収入ありましたけども、2005年には全くワルンからの収入はありません。農業からだけです。

農業からの収入はない、と言ったことはないんですか。

いえ、言ったことありません。

甲C第36号証を示す

7ページの5項を示します。あなたは先ほど自分の収入について、数字で見積もることはできないと言われましたね。

はい。

ここには、昔、年間1424万ルピアを稼いでいたことがあると書いてあるんですが、こういう説明をしたことがありますか。

はい、こういうことは言いました。元の場所だったらこういう収入は当然ありました。

それから現在はワルンで720万ルピアを稼いでいるだけであると、ここに書いてあるんですね。

はい。

ワルンを経営していたころはこのくらいだった、ということは正しいんですか。

はい。さつき細かく数字上げてくれと勘違いしたんで、大ざっぱの数字で言えば、こういう数字があります。ですからこれは本当です。

原告ら復代理人奥村

去年の秋に私から証人になってほしいとお願いする前に、私から何回かお話を聞いたことがあるのは覚えてませんか。

よく覚えていません。ただ私は招待状をもらって、何月何日に日本へ行ってくれという、そういう招待状をもらっただけです。

去年ですけど、バンキナンのホテルとか、それからジャカルタに来ていただいて、事実経過を私の方に説明してもらったと、そういうことはなかったですか。

あちこちでいろいろ人に会ってるんで、会ったとは思いますけども、だれと会ったかというのはよく覚えてないです。

以上